



羽の情報便

地方法人特別税(国税)の創設

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

平成20年度10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税(所得割・収入割)にかかる標準税率が引き下げられ、新たに地方法人特別税が創設されます。(東京都は超過課税をしている場合があり一部以下の税率と異なる場合もあります。)

1. 法人事業税にかかる標準税率の引き下げ

区分	法人の種類	所得区分		標準税率	
				現行税率	新税率
所得・精算所得金額を課税標準とするもの	普通法人 (一般の法人、人格のない 社団や財団など)	所得割	年400万円以下の所得	5%	2.7%
			年400万円を超え年800万円以下の所得	7.3%	4%
			年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人または精算所得	9.6%	5.3%
	特別法人(農業共同組合、 信用金庫、医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	5%	2.7%
			年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人または精算所得	6.6%	3.6%
収入金額を課税標準とするもの	電気・ガス供給業、生命・ 損害保険業を行う法人	収入割		1.3%	0.7%
外形標準課税法人	資本金の額(または出資金 の額)が1億円を超える普通 法人	所得割	年400万円以下の所得	3.8%	1.5%
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.5%	2.2%
			年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人または精算所得	7.2%	2.9%
		付加価値割	付加価値額	0.48%	0.48%
		資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%

2. 地方法人特別税(国税)の創設

法人事業税の納税義務のある法人が対象となります。税率は下記の通りになります。

所得・精算所得金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
収入金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%
外形標準課税法人(付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人)の所得割額に対する税率	148%



法人事業税とあわせて同じ方法により、都道府県に申告して納めます。(平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度に行う中間申告については特例が設けられています。)

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

9月の税務カレンダー

9月10日（水）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



9月30日（火）

7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

21年1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例3：計測器メーカー（工場）（27%の削減に成功）

合理化前		合理化後	
契約種別	高压電力	契約種別	高压季節別時間帯別電力
年間の電気料	1,563,568円/年	年間の電気料	1,141,404円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で **422,164円** 10年間で **4,221,640円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり (14)



■ 遊女税

江戸時代の税金で、天保の大改革（1842年）の一環で幕府は、新税として「遊女揚代上納金」を導入し、治安強化のため岡引きの大量雇用の費用にあてていました。

この税金はその後、明治維新後まで続きました。

■ トランプ税

1902年施行された骨牌税が1957年にトランプ類税として制定され、麻雀牌・トランプ・花札などに課税された国税でした。証紙を貼ることが義務化され、製造業者などを納税義務者とする間接税でした。1989年（平成元年）の消費税導入により廃止されました。



お客様からのQ & A

親族（親）から事業資金の提供を受けました。贈与税がかかるのではないかと心配です。どのようなことに注意が必要ですか？

提供を受けた資金が贈与か借り入れかが、曖昧な場合も多いかと思えます。借り入れのつもりで多額の贈与税を取られてしまった例もあります。

贈与税には、110万円の基礎控除がありますので年間110万円以内であれば、贈与税がかかりません。この基礎控除を利用し、複数年での贈与にすることを勧めします。また、65歳以上の親が20歳以上の子供に贈与する場合、2500万円まで贈与税がかからない相続時精算課税制度もあります。

提供を受けた資金が借り入れであれば、贈与とみなされないように、借用証や金銭消費貸借契約書をつくり、契約に従って利子を支払っていれば贈与としてみなされることはありません。



税金まめ知識（第14回）課税事業者と免税事業

すべての事業者が「預かった消費税」と「支払った消費税」の差額を税務署に納める必要はありません。消費税を納めなければならない事業者を課税事業者（納税義務者）、納めなくてもよい事業者を免税事業者と呼びます。これは、基準期間（申告年度の2年前）の課税売上高が、1,000万円を超えるかで判断されます。

例えば、今年開業した事業者は、2年前には売上がなく開業の年から2年間は、自動的に免税事業者となります。開業した年の売上が1,000万円を越えれば、課税事業者となるしくみです。

一般的に免税事業者は、当然のことながら節税に有利となり、預かった消費税の差額は事業主のものとなり、いわゆる益税となりますが、消費税の還付を受けたほうが有利なケースもあります。

以下がその例です。

1. 自社ビル建設など巨額な消費税を支払った場合

消費税は、通常「預かった消費税」の方が多いのが一般的ですが、例えば、大きな建設費がかかるような買い物をした場合は、消費税も巨額になりますので、臨時的に「支払った消費税」の方が「預かった消費税」より多くなる可能性があります。このような場合には、マイナス分が還付されることとなります。



2. 海外との取引が多い場合

特に輸出取引を行う事業者も、消費税の還付を受けたほうがお得です。そもそも消費税は、日本国内で消費されるモノやサービスにかかる税金のため、輸出取引を行った場合は、消費税が免除されています。日本国内で仕入れた商品には、消費税が含まれていますが、輸出代金には消費税は含まれていません。当然、「預かった消費税」より「支払った消費税」が多くなりますので、差額が還付されるわけです。





今月のコラム

八月の猛暑も過ぎ、日中はまだまだ暑い日もありますが、さすが九月に入って朝晩は涼しくなり、凌ぎやすくなってきました。

わたしの夏休みは、オーストラリアの友人が、ちょうど真冬の南半球から日本へ遊びに来ていて、一緒に富士山を見に行きました。どうして日本へ来る外国人は皆、浅草と富士山に行きたがるのか？わかりませんが、とてもビューティフルでナイスな休日でした。

今度、機会があれば、真夏のクリスマスでも体感しにオーストラリアへ行きたいと思っています。ちなみに彼女に聞いたところ、サントラの雪上ソリのトナカイは、夏なのでカンガルーだったりするそうです。(笑)

ところで、あるブログで読んだのですが、「生涯時間の使い方」という特集がありました。例えば、八十歳まで生きる(そんなに生きられるかな?)と仮定すると時間換算で、700,800時間だそうです。「そんなにあるの?」「それしかないの?」人それぞれ感じ方は違います。今の年齢で換算すればあと何時間か?直ぐわかりますね。時間は万人に平等に与えられています。消費した時間ももう戻らないので、残された時間を大切にしましょうという内容でした。ちなみにその残された時間の恐らく三割くらいは睡眠時間で消費します。。。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

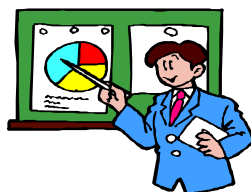
※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



食欲と読書の秋！
お仕事も頑張りましょう。

